

平成 27 年度千葉大学大学院専門法務研究科外部評価委員会 議事要録

1. 日 時 平成 27 年 9 月 5 日（土）14 時 45 分～17 時

2. 場 所 千葉大学大学院専門法務研究科大会議室（千葉大学総合校舎 A 号棟 5 階）

3. 日 程

14 時 30 分 ～ 14 時 45 分 事前打ち合わせ

14 時 45 分 ～ 16 時 45 分 外部評価委員会

16 時 45 分 ～ 17 時 00 分 施設見学

4. 外部評価委員（五十音順）

砂山 晃一 氏（株式会社丸山製作所 常任監査役）

長谷部 由起子 氏（学習院大学法科大学院 教授）

宮嶋 康明 氏（千葉県弁護士会 副会長）（委員長）

5. 本研究科対応者

林 陽一 教 授（千葉大学大学院専門法務研究科・研究科長）

木村 琢磨 教 授（千葉大学大学院専門法務研究科・将来構想委員長）

北村 賢哲 教 授（千葉大学大学院専門法務研究科・学務委員長）

金原 恭子 教 授（千葉大学大学院専門法務研究科・将来構想委員）

6. 議事要録

〔以下において、●は委員の発言、○は本研究科対応者の回答である。〕

委員の互選により、宮嶋委員が委員長に選出された。

● 自己評価書に誤字が散見された。たとえば、自己評価書 16 頁、下から 3 段落目の「イントロダクション」は「イントロダクション」の間違いで、49 頁の 2 段落目の「ほど」は「ほぼ」ではないか。

○ 限られた時間で自己評価書を作成したために、誤字等があって申し訳ない。ご指摘のとおりであるので、適宜修正したい。

● 第一印象として、未修者の司法試験合格率が下がっていることは、大きな問題ではないか。その原因分析と対応はなされているのか。

○ 最近の未修者の修了生は、過去の未修者の合格率が高かったので、変な自信をもっていたところがある。また、総じて短答試験で失敗した者が多かった。そこで、本年度から導入したチューター制度においては、試験対策に偏った指導にならないように注意しながら、修了生弁護士

を通じて短答試験をも見据えた学習指導を行っている。その他、自己評価書 67 頁後半に書かれているような対策を講じている。これらを通じて、学生自身が冷静な自己分析ができるようになっていていると考える。

- その成果は、検証されているか。

- 今年度から本格的に導入したので、まだ試行錯誤の状況にある。学生からは随時意見を聴いて、必要な改善を行っている。

- 事前打ち合わせで入学者の質が低下しているという説明を受けたが、過去の経験に基づいて、合格が見込める入学者のイメージを抽出し、これを入試の基準に反映することができれば、正のスパイラルになる。

- 法科大学院の入学希望者の総数が減少し、それが本研究科のような小規模校に大きな影響を与えていることは否めない。そのため、入学者の選抜の幅が広がらないという現実がある。その反面で、面接試験の打ち合わせ会議等において、求めるべき学生像について、過去の司法試験の結果をも考慮して、綿密な検討を継続的に行っている。

- 以前よりも弁護士の魅力が下がっている面はあるし、法曹志望者の学力も全体的に低下していると思う。上位校でも、定員削減の動きがあるようだ。

- 企業では、人員計画を作成するが、年度によって能力の差が生ずることもあり、必ずしも計画に固執すべきであるとはいえない。入学定員についても、同じように考えられないか。

- 定員を充足しないと、補助金などで不利益を被る仕組みになっている。

- 定員充足については、認証評価や加算プログラムなどの制約もあるが、昨年度は定員充足にこだわらない方針をとった。

- 上位校が拾えない学生を入学させて、彼らに千葉大法科大学院の特色ある教育をして成長させるという発想があり得ないか。学生のポテンシャルに付加価値をつけるという考え方が不可欠である。

- 以前は、上位校にあえて入学しない優秀な学生が本研究科に入学し、法曹として育て上げた例は多いと自負している。しかし、最近はそのような学生が入学しにくい状況になっている。とはいえ、大学研究者として活躍している修了生を含めて、本研究科の修了生の活動範囲は広いと認識している。

- 出身校の比率は変化しているか。

- 発足時は、東大・早稲田・慶応などの出身が多かったが、現在では多様化している。

- 法科大学院の環境が変化する中で、創意工夫が求められている。法科大学院の潜在的需要はあると思うが、未修者として入学する社会人経験者は少なくなっているし、予備試験に流れている。未修者の合格率を上げるべく、未修者教育を充実させる方策は文科省でも議論されているが、本人の資質によるところも少なくない。この研究科の説明として、自己評価書 7 頁資料 2 の数値は、累積合格率であることを明示した方がよいのではないか。また、自己評価書 6 頁で未修者の合格率の高さを強調しているが、最近の状況も加味した表現にするべきではないか。

- 資料 2 については「修了年度別」という表現に含意させたつもりではあり、法学未修者については、アヴェレージとしての優位性はまだ否定されていないが、ご指摘を踏まえた表現にす

べきだったと思う。適宜修正したい。

● 司法試験に合格しなかった者が他の分野で活躍している例とか、入学時にあまり優秀でなかった学生が成功した例とかを、積極的に紹介してはどうか。

○ 前者については、法科大学院の理念との関係で自己評価書には書きにくい面はあるが、公務員や裁判所書記官などで活躍している例を含めて、その他の媒体において取り上げ方を検討したい。後者を含めて、別の年度のパンフレットなどで紹介した例はあり、今後もできるかぎり取り上げていきたい。パンフレット冒頭の研究科長挨拶で言及する方法もあると思う。

● 企業でも、法科大学院の修了生を採用しようという意欲はあるが、企業内弁護士を含めて、企業で使える人材を育成してほしいと思う。そういう観点からすると、一定の出席を単位取得の要件としているのは、企業が求める人材のイメージとは合致しないのではないか。

○ 法科大学院の制度趣旨から、日常の段階的学習を重視することが求められており、実際にも、総じてしっかり出席する学生の方が司法試験の合格率が高いという傾向にある。

● 在学中に予備校に通う学生は多いか。法科大学院の発足時の建前と現実がずれている状況があると思うが、司法試験対策に重点を置く必要はないか。

○ 本研究科の地理的条件からも、予備校に通う学生は少ない。司法試験対策については、認証評価で厳格な規律があり、本研究科はそれを遵守している。

● 旧司法試験と異なり、実習を重視するのが法科大学院の本旨であるが、その点、千葉大法科大学院では、「刑事模擬裁判」のみならず「エクスターンシップ」も必修になっていることが大きな特色だと思う。千葉県弁護士会の協力があって実現されていることと思うが、その際、実習先について、さまざまな学生の希望があり、その調整にも苦勞されていると想像する。実習先はどのように決定しているのか。また、学生の学習に対するモチベーションが高まっているという効果はあるか。逆に、何か問題点はあるか。

○ まさにご指摘のとおりで、千葉県弁護士会には大変感謝している。実習先の割当ては、基本的には、くじによっている。学生にとってもその後の学習に対する動機づけとなっており、レポートでも、実務の苦勞が垣間見られた、といった感想を書いてくる者も多い。問題点として、「エクスターンシップ」で時間がとられすぎて、他の基本的な学習にしわ寄せが生ずる例があるが、そうならないよう、事前指導で注意を促している。

● そのような効果があるのなら、3年次に限らず「エクスターンシップ」の履修を認めてもよいのではないか。

● 「法曹倫理」を履修した後に「エクスターンシップ」を行わなければならないという制約があるのではないか。

○ ご指摘のとおりであり、本研究科ではその基準の趣旨を徹底している。また、2年次では履修登録単位上限が厳しく、實際上、法律基本科目や他の法律実務基礎科目だけで上限近くに達していることから、「エクスターンシップ」の履修を2年次に認めるのは困難である。

● 「エクスターンシップ」の必修は、大いに宣伝材料になると思う。他方、高校生が全国模擬裁判コンテストを行う例もある。このような形で、他の法科大学院と交流することは考えられないか。弁護士事務所が県立高校の学生を受け入れる例もあり、大学というより高校でやってほし

いところであるが。

○「刑事模擬裁判」は、正規の指導だけで相当な労力がかかっているのが現実であり、小規模法科大学院では限界があるかもしれないが、本研究科の学生が金沢大学法科大学院の「クリニック」を参観するなど、他大学との連携は行っている。高校生に対しては、本学の法学系教員が複数の高校で出張授業を行っている。また、かつて法哲学担当の教員が本学の附属中学校などで「法教育」の実践をしたことがある。

● 自己評価書の2頁、下から3段落目の「教員も学生を信頼している」というのは、どのような趣旨か。もっと学生の自立的な姿勢も求められる感じがするが。

○ 基本的には、その後に記載している、自習室の24時間利用などに関わるものであり、冒頭の教育理念を少人数教育という観点から説明するための文脈である。実際にも、学生の要望をうまく吸い上げ、それに見合うだけの成果が出るように心がけている。

● 自習室のトラブルはないか。自習室の利用率はどの程度か。

○ 自習室において飲食を禁ずるなどのルールを設定しており、今のところ大きなトラブルはない。利用状況は、時期によって大きく異なる。

● 原級留置者が増えているようだが、その者たちのリカバーの状況はどうか。

○ 休学等による場合は別として、原級留置になった学生の伸びは必ずしも大きくない。今後もフォローアップを継続していきたい。

● 進級条件として、全科目の単位取得を求めているが、そうした学生の再履修によって時間割編成が困難になることはないか。また、進級・修了判定において、GPAはどのように用いているか。さらに、1年次で基本7法すべてを履修させるというカリキュラムは、今後も維持するのか。

○ 時間割は、再履修者の存在を前提として編成しているので、相当にタイトなものになっている。GPAは、少人数の法科大学院であることなどの特殊性から、進級・修了判定の教授会において、参考情報として成績一覧表に併記するにとどめている。1年次の必修科目については、既修者認定の方法と合わせて、検討しているところである。なお、進級条件の設定の仕方についても、学生の状況を見ながら検討している。

● 入学試験で、第2次合否判定では論文試験は考慮しないという趣旨か。パンフレットの入試関係の記述が少々分かりにくい印象である。

○ ご趣旨のとおりである。正確な判定方法は募集要項に記載されているが、表現ぶりは来年度に向けて再考したい。

● 入学試験を長期間にわたって丁寧に行っているという印象を受けるが、このような入試の実施時期は、合格者に逃げられるリスクを高くしているのではないか。また、最終合格から入学前までの間に、合格者に対して学習指導は行っているか。

○ 合格者の歩留まりは、毎年の悩みである。入学予定者に対しては、「入学前学習ガイド」のウェブサイトを立てて指導しており、ほとんどの者がサイトを参照しているという結果が出ている。

● 飛び入学で入学している学生はいるか。

○ 飛び入学を受け入れる体制にはしているが、現在のところ、入学者はいない。本学の法経学部から他大学の法科大学院に飛び入学した者などはいる。

● パンフレットでは、教員紹介で率直なメッセージが記載されていてよいと思う。授業の内容として、「千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題」は、どのような授業を行っているのか。

○ 8名の弁護士教員が、それぞれひとつずつテーマを取り上げて、実務上の問題状況を解説し、質疑応答を行っている。

● 全体に、千葉県弁護士会の教員をうまく使っているという印象をうける。

● 学生の学力低下に合わせて、教育レベルも下げているか。

○ 毎年2回開催される教育方法研究会において、各科目の状況をもとに議論しているが、法科大学院としての達成目標との関係で、安易に授業のレベルを下げられないという現実もある。小テストを積極的に活用するなどの方策により、学力の底上げに努めている。

● かつて千葉大法科大学院の授業を担当した時に、「分かりません」と答える学生が多いことに驚いた。弁護士なら何とか答えをひねり出そうとするもので、学生を追い詰める教育を実践してほしい。

○ ますます受け身の学生が多くなっているが、恥をかくことの重要性を含めて、厳しく対処したい。

● 学部生や他大学の学生が授業見学をする機会はあるか。また、千葉大学の学部生を法科大学院に誘導するような方策はとっているか。

○ 今年度の説明会では、刑事法関係で模擬授業を試みた。昨年度、本学の学部生向けに別途飛び入学等に関する説明会を行ったが、基本的には各教員が学部の授業でピアールするにとどまる。

● 少人数教育の様子や施設などをネット上の動画で公開することは考えられないか。

○ 情報担当の教職員の業務量などの問題があるが、今後検討したい。